

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 1 3 日

一般社団法人日本旅行業協会 会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について（周知依頼）

貴協会におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症にかかる状況を踏まえ、政府の取組に対して多々ご協力いただき感謝申し上げます。

先日にもご送付させていただきました、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、令和2年5月25日付で「移行期間における都道府県の対応について」において、「6月19日以後に都道府県をまたぐ観光振興に取り組むこととする。」とされており、今後、観光地における宿泊を伴う旅行客の増加が見込まれることを踏まえ、令和2年6月26日付で厚生労働省生活衛生課長より、宿泊関係団体あてに、

- ・ 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い37.5度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡し、その指示に従うこととする。
- ・ 発熱や咳・咽頭痛の症状がある宿泊客については、客室（他の宿泊客と区分して待機する部屋がある場合は、その部屋）内で待機し、外に出ないように要請すること。

の協力依頼がなされたところです。

旅行業界においても、今後の観光振興に当たっては、感染リスクを避けながら安全に旅行していただくことが重要となります。

こうした観点からも、旅行業界においても旅行先の宿泊施設での旅行者の安全確保といった観点や感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立していくためにも、宿泊施設での対応等について旅行者へ普及・啓発が必要です。

つきましては、貴協会におかれましても、同趣旨を踏まえ、別添事務連絡を貴協会ホームページ及び傘下会員のホームページへ掲載していただくことやあるいは同旨を契約書面と合わせて旅行者に配布することなどにより、事前の旅行者への周知に努めていただきますようご協力方お願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 26 日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中
(一社) 日本ホテル協会 御中
(一社) 全日本シティホテル連盟 御中
(一社) 日本旅館協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、令和 2 年 5 月 25 日付で「移行期間における都道府県の対応について」が発出されており、本通知において、「6 月 19 日以後に都道府県をまたぐ観光振興に取り組むこととする。」とされていることから、今後、観光地における宿泊を伴う旅行客の増加が見込まれるところです。

貴団体におかれては、貴団体作成の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」等に沿った対応をされていると認識しているところですが、今後、都道府県をまたぐ旅行客の増加を見据え、以下の対応に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

- ・ 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い 37.5 度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡し、その指示に従うこととする。
- ・ 発熱や咳・咽頭痛の症状がある宿泊客については、客室（他の宿泊客と区分して待機する部屋がある場合は、その部屋）内で待機し、外に出ないよう要請すること。

(参考)

「宿泊客への検温等の周知の手法について」

Q. 宿泊客への検温の実施等にあたり、宿泊客へどのように周知すればよいですか。

A. 旅館・ホテルのホームページへ掲示することやフロントにおいて掲示することなどが考えられますので、以下の掲示例を参考にご対応をお願いいたします。

なお、保健所への連絡を行うにあたっては、事前に宿泊客本人の同意を得ていただくようお願いいたします。

(掲示例)

《宿泊されるお客様へ》

厚生労働省からの協力依頼により、検温等を実施しております。

ご理解・ご協力の程、よろしくをお願いいたします。

- ① チェックイン時の検温において、37.5度以上の発熱や、咳・咽頭痛の症状がある場合は、保健所に連絡をし、その指示に従うこととしております。
- ② 発熱や咳・咽頭痛の症状があるお客様には、他のお客様と接触しない個室で待機いただき、外出を控えていただくよう依頼することがあります。